

那須塩原 PLACEMAKING よってく？駅前広場

トライアルオーナー 利用ルール

該当期間【2025年10月6日（月）～2025年11月30日（日）】

〈トライアルオーナー 利用条件〉

①那須塩原市の駅前活用に興味がある方

- 利用料 無料（スペース利用は先着順。ただし、トライアル利用の趣旨に鑑み、利用希望が集中した場合は利用実績が少ない者を優先させていただく場合あり）
- 利用可能時間 9:00～20:00
※準備・片付けの時間を含む。
- 貸出可能時間 1h～
- 利用可能場所 ①ポート A ②ポート B ③カウンター A ④カウンター B
⑤カウンター C ⑥カウンター D ⑦カウンター E ⑧芝生広場
⑨ステージ ※3ページの配置図にてご確認ください。
- 利用可能備品 場所・カウンター（カウンター詳細は4ページを参照ください。）
※出店備品はご自身でご準備ください。電源はありません。

※参考情報：那須塩原駅の一日平均乗降客数は約8,800人（出典：東日本旅客鉄道株式会社統計 2022年度ベース）

【問い合わせ先】

那須塩原 PLACEMAKING よってく？駅前広場 運営事務局
株式会社オンデザインパートナーズ 河村
TEL:080-7421-8504 mail:kawamura@ondesign.co.jp

【雨天時の開催判断】

利用者に判断を委ねている。開催しないと判断した場合、当日の朝7時までにメールで連絡を入れてください。

【広報について】

カレンダーで情報公開しますが、ご自身のSNSもぜひご活用ください。

【トライアル利用フロー】



申し込み

利用希望日2週間前までに、[※]Google フォームで広場利用の申し込みをする

※出店者応募フォーム

スケジュール調整結果を待つ

運営事務局内で審査を行い、
1週間以内の事務局からの利用許可の連絡を待つ

説明会への参加

出店希望者に対し、運営事務局が実施する説明会に
対面もしくはオンラインで参加する
本社会実験・本取組・利用ルール等の説明を受ける

出店

決定した日時に、利用ルールを遵守し利用する

報告書の提出

利用後、報告書として
出店風景や立ち寄った人数、売上等を報告する

〈駅前における商業ビジネス等の事業性検討のための情報収集〉

- ①利用風景・周辺状況
- ②売り上げ・利用者層・商業ジャンルのニーズ
- ③出店者の満足度・今後の改善の余地

【利用の注意点】

●許認可に関して

- ・対象スペースにおける営業にあたり必要となる許認可については、利用者が自らの責任において取得し、適正・適法に行ってください。

※飲食については、無料提供・アルコールの提供は可です。販売を行うときは次の①～④を満たす場合のみ可とします。

- ①販売する際、食品衛生責任者の有資格者がいる。
- ②調理品を販売する場合は、営業許可を得た施設で調理・包装（ラベル表示）の上、未開封で販売。
- ③「営業届出」が完了している ※別添1
- ④食品衛生法の要許可 32 業種にあてはまらない。あてはまる場合は許可取得済みである。

●西口駅前広場の使用に関して

〈出店空間の使い方・周囲への配慮について〉

- ・公共空間であることを考慮し、該当エリア内での利用としてください。
- ・通行人の妨げとなる位置への備品の設置や、強引な客引きはご遠慮ください。
- ・音響機器の使用は周辺のご迷惑となりますのでお控えください。活動の内容によっては周辺状況の影響を考慮し利用をお断り、運営事務局より指導させていただく可能性がございますので、予めご了承ください。
- ・周辺は車がよく通る場所になっているため、その場を一時的に離れる場合（告知看板設置等含）は風対策をしっかりと講じた上で利用してください。

※看板等、転倒の恐れのある設置物を設置する際は、1 時間に 1 回程度備品や周辺の様子を確認いただき、安全に十分配慮してください。設置物により通行人のケガや交通事故が発生した場合、運営側では責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

〈広場の使い方の事前報告について〉

- ・広場の使用方法について、広場利用の際の申し込み Google フォームにて、使用予定の備品や持ち込み備品等をご記入の上、送信ください。複数回出店される方のうち出店ごとに利用備品等が変わる場合は、運営事務局まで連絡をするか、もしくは申し込み Google フォームにて、その旨を記入し、再度お申し込みください。

※提出後～使用日までの間に使用方法を変更する際は、事務局宛にメールにて、出店者名・代表者に加え、申し込み時から変更を希望する内容を報告してください。

※届出内容の安全性が確認できない場合、周辺状況への影響を考慮し、使用をお断りさせていただく可能性がございます。あらかじめご了承ください。

●備品の使用に関して

- ・必要な家具や備品をご自身で持参し、周囲の妨げとならない配慮をした上で申請したエリアの範囲内で展開してください。
- ・利用終了後は、備品・現状復帰状況を確認の上、ご利用を終了してください。

●ごみ処理・清掃に関して

- ・ごみは各自でお持ち帰りください。
- ・利用後は清掃の上、原状復帰してからご利用を終了してください。

●音楽の取り扱いについて

- ・営利を目的としないコンサートやイベントでの演奏や上映について

大勢の人の前で歌ったり、演奏する場合でも著作権の手続きをとらないで自由に使える場合があります。具体的には、以下の3つの条件にすべてあてはまる場合には、手続きは必要ありません。3つの条件のうち1つでも該当しない場合には、著作権の手続きが必要になります。

1. 営利を目的としていない
2. どんな名目でもお金などの入場料をとらない
3. 演奏する人（歌手やバンド）にギャラ（報酬）の支払いがない（著作権法 38 条）

※引用元：「JASRAC 音楽著作権レポート」https://www.jasrac.or.jp/park/whats/whats_4.htm

●その他

1. 利用者は、本使用ルールおよび運営者から提示された事項についてこれを遵守しなくてはなりません。これらに違反したり、「那須塩原 PLACEMAKING よってく？駅前広場」の運営において不適切と運営者が判断した場合、運営者は利用者に対し出店物の変更・撤去、オーナー登録の取り消しを命じることができ、また、利用者はそれに必ず対応しなければなりません。
2. 本社会実験での対象スペースの維持管理上必要な場合は、休業・使用中止とすることができ、運営者は何等の営業補償を行わない旨、利用者は承諾するものとします。
3. 本社会実験での対象スペースにおける営業にあたり必要となる許認可については、利用者が自らの責任において取得し、適正・適法に行ってください。運営者は一切の責任を負いません。
4. 金銭・備品管理は利用者の責任で行ってください。本社会実験での対象スペースにおける金品・商品等の紛失・盗難に関し、運営者は一切の責任を負いません。また、対象スペースにおける営業にあたり生じたトラブル等につきましても、運営者は一切の責任を負いません。利用者の責任、利用者の費用で解決してください。
5. 以下の内容は禁止ですので、遵守してください。
 - ①喫煙スペース以外での喫煙
 - ②対象スペース（什器・地面・既存工作物）への造作工事
 - ③近隣施設利用者および周辺住民等の迷惑となる搬出入
 - ④近隣施設利用者および周辺住民等に迷惑を及ぼす行為並びに音、振動、臭気等を発し、近隣施設利用者および周辺住民等に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
 - ⑤動物の飼育や持込み（運営者の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
 - ⑥事前の申請なく、対象スペース等の住所並びに名称を用いて、商業・法人等の登記をすること、事業に関する許認可等を受けること。また、対象スペース等（ひろばを含む）の住所並びに名称を役所への届出等、公的な連絡先に定めたり届け出たりすること。対象スペース等（ひろばを含む）の住所並びに名称を用いて、郵便物の宛先とすること。
6. 盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時の含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、運営者は一切の責任を負いません。利用者の自己責任・当事者間の話し合いで解決してください。また、利用後に発生する出店者間・購入者間の諸問題についても運営者は一切責任を負わないものとします。
7. 個人情報は、「那須塩原 PLACEMAKING よってく？駅前広場」の運営事務局での利用に限り、安全に保管します。また、法令違反を除き同意を得ずに第三者へ提供しません。個人情報の漏洩・滅失・き損に際しては速やかに適正な処置を講じます。
8. 本使用ルールに記載されていない協議事項が発生した場合には、運営者・利用者がお互いに真摯に話し合い、合意に向けて努力します。
9. 本ルールは使用状況に応じて随時更新します。

別添1【飲食の取り扱いについて】

1.「営業届出」について

未届の場合は、下記をご参照の上ご出店前にお届けください。

食品営業関係申請等：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/shokuhin-eisei/2012syokuhin-eisei-shinseiyoushiki.html>

食品営業許可申請手続きについて：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/shokuhin-eisei/syokuhineigyokyokatetuduki.html>

【手続き】

食品営業許可に係る手続き等については、施設所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）にお問い合わせください。

●手続きに関する質問は、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

《県北健康福祉センター 生活衛生課》

管轄：大田原市 那須塩原市 那須町

所在地：郵便番号 324-8585 大田原市本町2丁目 2828-4

連絡先：電話 0287-22-2364 FAX0287-23-9433

【書類作成】

●「営業届」の「営業施設情報」の欄は下記のように記載ください。

郵便番号：329-3153

電話番号：空欄でOKです ※窓口で空欄で差し戻される場合は、045-650-5836をご記入ください。

FAX番号：空欄でOKです

電子メールアドレス：空欄でOKです

施設の所在地：栃木県那須塩原市大原間561 那須塩原駅西口駅前広場

施設の名称、屋号又は商号：那須塩原駅西口駅前広場

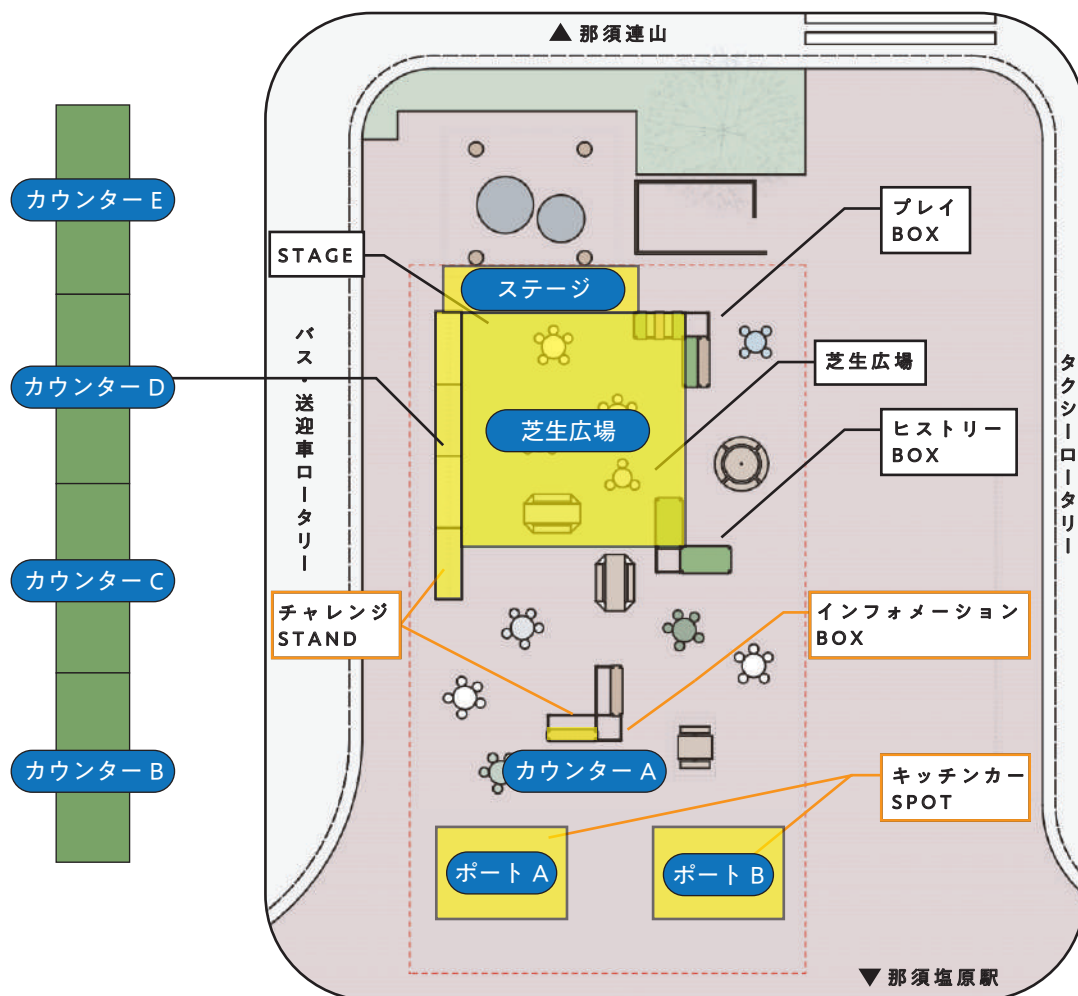
イベント（社会実験）名：那須塩原プレイスメイキング よってく？駅前広場

実施期間：2025年10月6日（月）～11月30日（日）

2「食品衛生法 要許可 32業種」について

インターネット等で調べても判断がつかない場合は、お手数ですが県北健康福祉センター 生活衛生課まで、ご自身の取り扱い品目やご活動の内容を相談いただき、該当するかどうかご確認ください。

【配置図・使用可能場所】

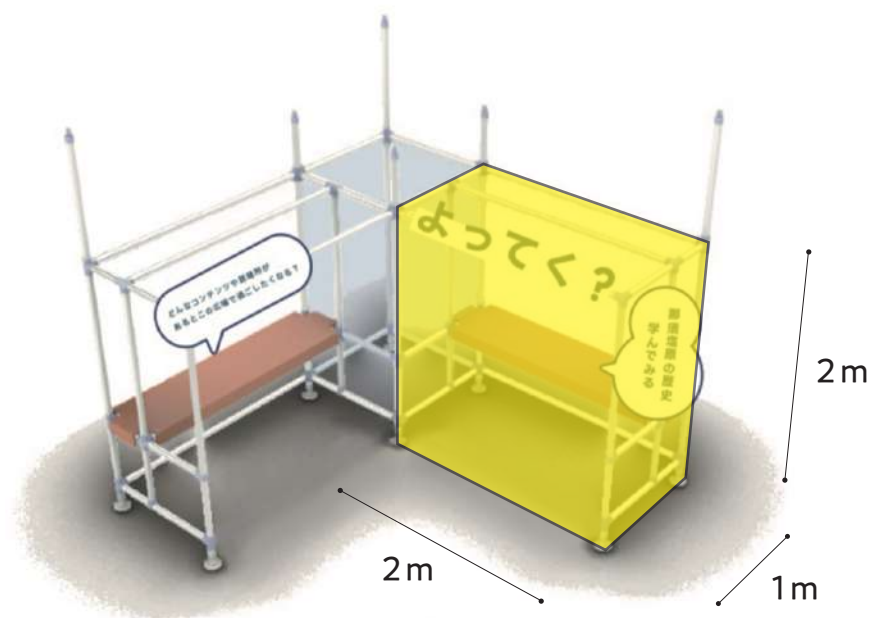


※キッチンカーに関して、向きは駅側を推奨しますが、他の利用者さんと交流し自由にご調整ください。

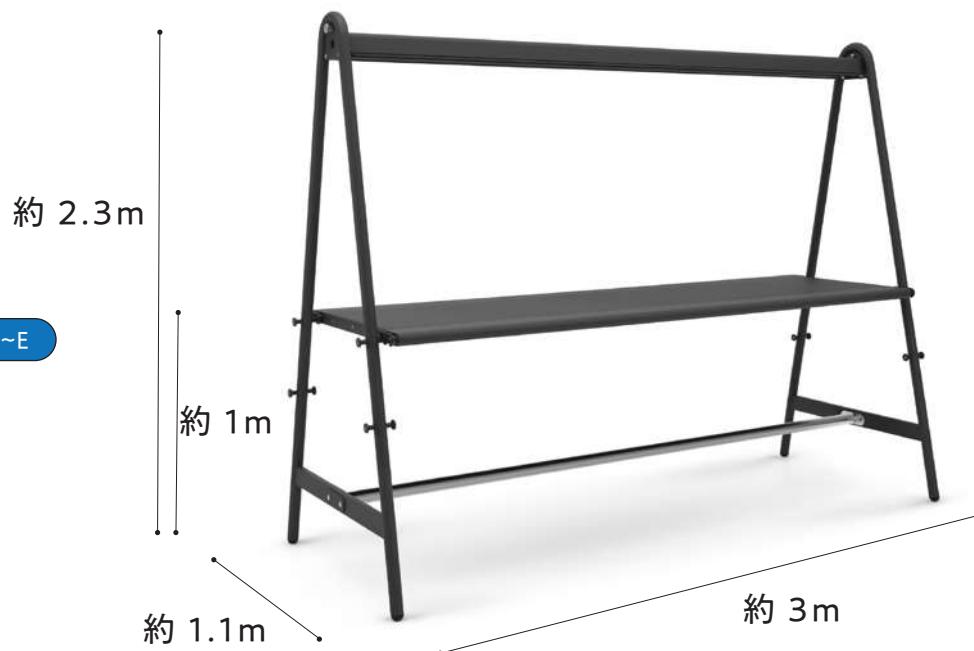
※基本的に、屋外什器や該当するエリア内は利用可能とします。什器への装飾も現状復帰が可能なものであれば可能とします。万が一、はみ出して利用をする場合は、周囲への配慮に十分注意してください。

【カウンターの詳細】

カウンター A



カウンター B~E



【キッチンカー・荷物搬出入の際の車の出入り口】

